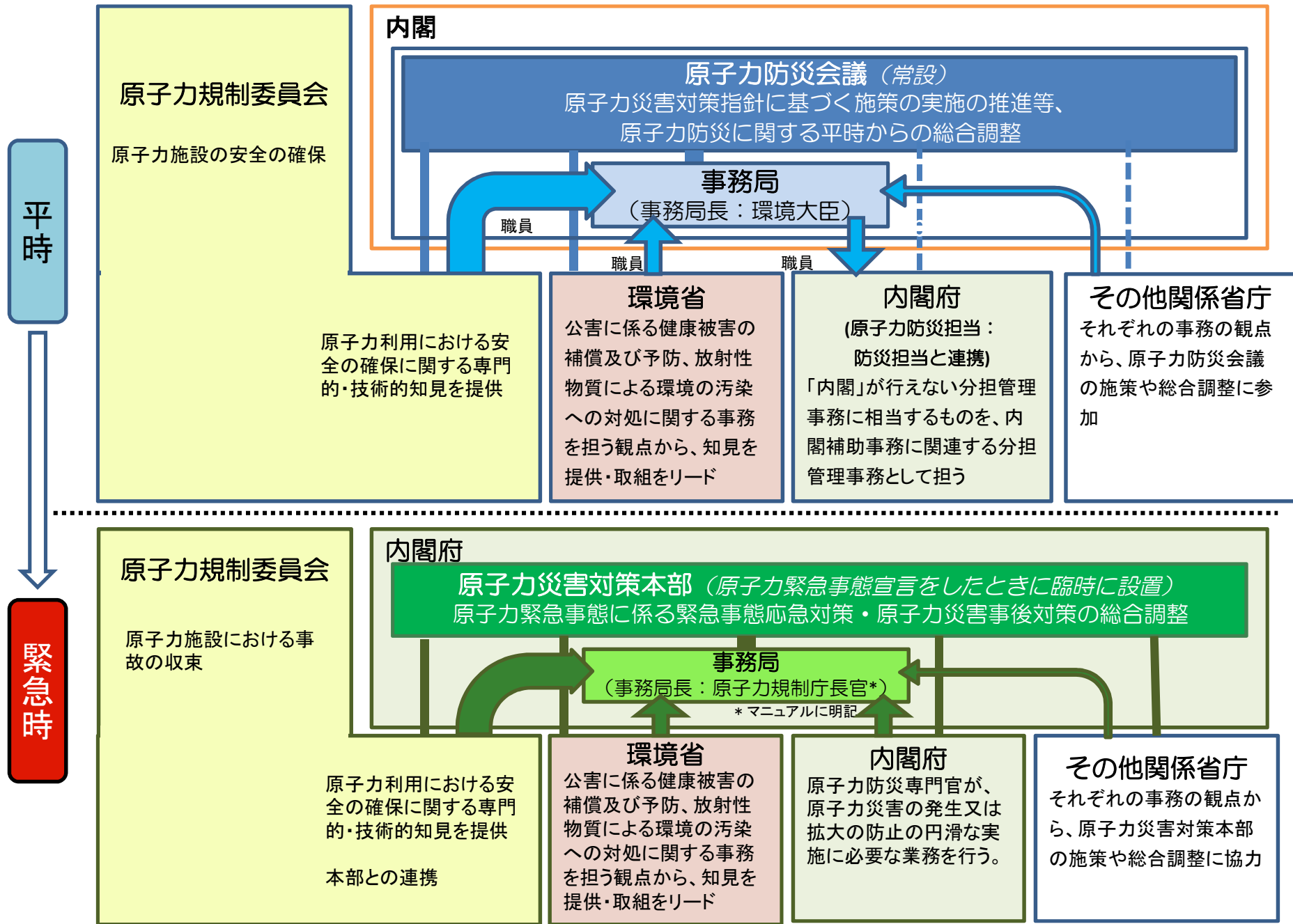


# 原子力防災会議の概要について

平成24年10月  
原子力防災会議事務局

# 原子力防災に係る関係行政機関の事務分担・位置づけ



# 原子力防災会議の概要

## 1. 趣旨

平時から、政府全体としての原子力防災対策を進めるため、関係機関間の調整や計画的な施策遂行を図る役割を担うものとして、原子力基本法の改正により、内閣に「原子力防災会議」を新設

## 2. 組織構成

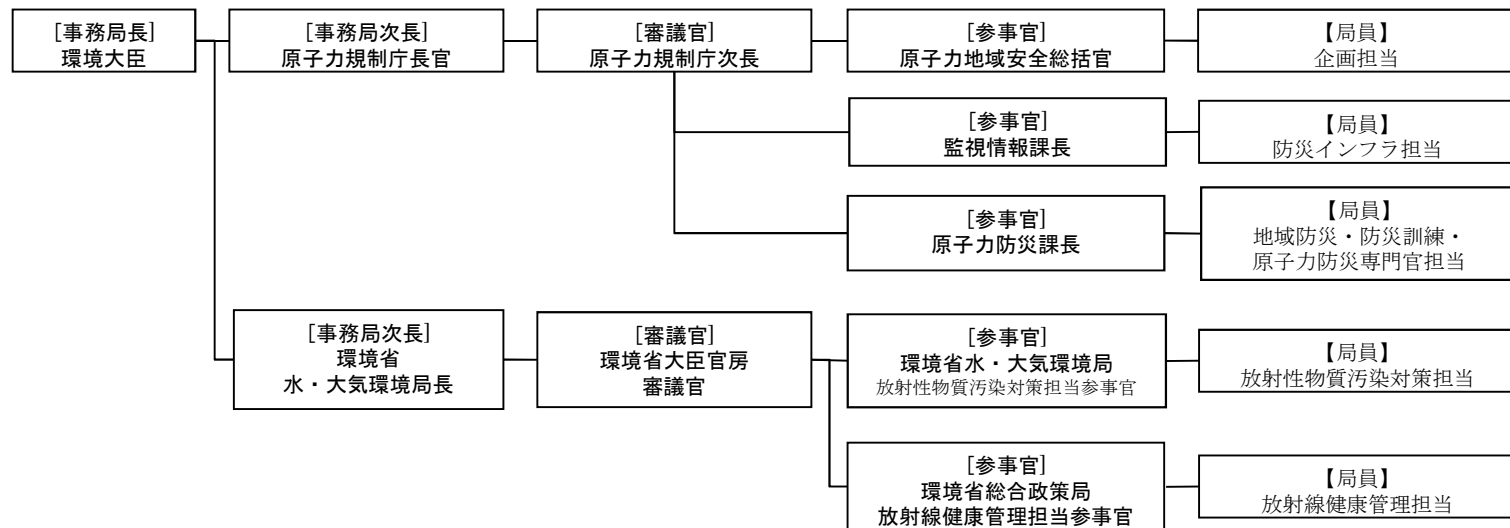
議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長

議員：全国務大臣、内閣危機管理監

事務局長：環境大臣

## 3. 原子力防災会議事務局体制図



# 原子力防災会議の概要

---

## 4. 所掌事務

原子力防災会議は、原子力基本法第3条の4に大きく2つの所掌事務が以下の様に定められている。

①原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進（第3条の4第1号事務）

（具体的な事務の例）

- ・ 地域防災計画の策定支援その他の地方公共団体との調整の推進
- ・ 防災訓練の実施の推進
- ・ 地域住民の避難・屋内退避の指示の事前準備の推進
- ・ 災害救助の事前準備の推進
- ・ 緊急被ばく医療の実施の事前準備の推進

②原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進（第3条の4第2号事務）

（具体的な事務の例）

- ・ 放射性物質による環境の汚染の状況の調査・測定の実施の推進
- ・ 除染、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理の実施の推進
- ・ 地域住民の心身の健康のチェック（健康診断等）、追跡調査の実施の推進

※上記①の事務の実施については、原子力規制委員会が中心的な役割を果たす。一方、②の事務については環境省が中心的な役割を果たす。

# (参考) 原子力災害対策の制度枠組み

